

---

## 批評と紹介

---

林 英津著

### 夏譯《孫子兵法》研究 上冊・下冊

西 田 龍 雄

#### 1

近年、西夏語文献の研究は、急速に進展している。いままで容易に見ることのできなかったコズロフ・コレクションの西夏文テキストが漸次公刊されて来たためである。

ロシアの西夏語研究家ケピン女士が1979年に『西夏語訳孫子』の研究を原文のファクシミリをつけて公刊したのはその初期の成果と言えるであろう<sup>(1)</sup>。各国の研究者はいろいろの角度からその西夏文『孫子』を検討していたが、15年を経て、昨年（1994）台湾の林英津女士によって本書が刊行された。林さんはすでに西夏語について数篇の論文を発表しておられる歴史語言研究所所属の気鋭の研究者である<sup>(2)</sup>。

筆者はケピン女史の研究を高く評価しているが、本書もまた優れた成果であると言いたい。何よりも本書がケピンさんの露語訳よりも、われわれ漢字文化圏の人間にとって、この西夏文『孫子』をずい分と扱い易い体裁にしている点が有難い。大型のがっちりとした製本でしかも文字は大きく読み易い。

全体は上下2冊からなり、上冊は短い解説と本文テキスト及び注釋、下冊は索引とあるが實質は単語集をかねたものになっている。

本文はもとのテキストのコピーを使い、右傍に逐字訳を施すと共に下段に『孫子兵法十家注』から該当する漢文テキストをとって対照させている<sup>(3)</sup>。本文テキスト以外の西夏文字はすべて手書である。ただ書物全体を通したノンブルがついていないので、このような批評紹介となると扱いにくいところが出て来て不便である。

本書の目的が『孫子』の西夏文の言語学的分析研究にあるためか、西夏訳『孫子』の残存部分などについてはあまり明確に記されていない。まずこの機会に残存部分について、やや詳しく述べておこう<sup>(4)</sup>。

- I 軍争篇第七 はじめの部分を欠き、「軍争之難者、以迂為直、……」(実際にはその前の句の注)から残り、「……此用衆之法也」まで続いて、あとは欠ける。
- II 九變篇第八 「孫子曰、凡用兵之法……」から最後の「……不可不察也」まで、全部残っている。
- III 行軍篇第九 「孫子曰、凡處軍相敵」から始って、最後の「令素行者、與衆相得也」まで全部残り、「孫子兵法三注 中卷終」とある。
- IV 地形篇第十 はじめの部分が欠け「(遠形者、勢)均難以挑戰……」(実際は前の句の注)から残り、最後の「……勝乃不窮」までである。
- V 九地篇第十一 はじめの「孫子曰、用兵之法、有散地……」から「屬於廊廟之上、以誅其事」まで残っている、ただし途中「威加於敵、則其交不得合」に該当する西夏文はもともと欠けている。
- VI 用間篇第十三 篇初は欠ける(前の句の注より)「相守数年、以争一日之勝……」から「非聖智不能用間」まであり、以下は残っていない、ただし途中、「不知敵之情者、不仁之至也」はもともと西夏訳文には無い。

つづいて「孫子本伝」が「孫子名記(名伝)」と訳されて続き、「孫子武者齊人也」から「与其輕銳、倍日并行逐之」まで残っている。

『孫子』の西夏文は、仏典たとえば『華嚴經』の訳文などとは違って、かなり自由に本文の意を解釈して西夏語に移している。それ故内容をどのように理解していたかは興味のある問題になる。筆者はもとより孫子の内容について論じる専門知識をもたないが、二・三の例をあげてみたい。

a. 軍争篇のはじめにある「迂直の計」のところはつぎのように訳されている。

「軍争の難きは、迂を以て直と為し、患を以て利と為す。故に其の途を迂にしてこれを誘うに利を以てし、人に後れて発して人に先きんじて至る。」

[林訳] 「利争難者、遠者近-為、患者利-為。地程〈途〉遠示、利以(▽)欺-為〈誘〉則(▽)、後方足舉〈発〉、人於(▽)先為」(▽は機能

がはっきりしない文法助語であることを示し、△は動詞につく接頭詞を示している)

全般に林さんは逐字訳のみで通訳はつけていない。

[拙訳] 「利を争うに難いのは、遠きは近くし、患は利とする(ことである)。地領(みちのり)は遠いようでも、願をもって騙くならば、あとから出立しても、他より疾くなる(のである)」「迂」を遠くと理解し、「利を以て誘う」は「願いをもって騙く」と訳しているし、「先んじて至る」は「疾く」に変わっている。時間的に先ではなく速度が速いと解釈しているのである。

筆者はずっと以前に「西夏語譯『論語』について」を書いたとき、西夏字一字一字について漢語との対訳関係を出来るだけ多く集めるのは必要な手続ではあるが、それらの対訳関係はすべて同じく扱えるのではなく、その中のどれが直訳の関係で、どれが意識なのか、つまり使われている西夏語の原義は何かを見極めていく作業が、西夏語の研究にとって重要であると述べた<sup>(5)</sup>。この考え方は今でも変わっていない。私は  $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  (上12)の原義は「願う、望む」であって「利」の意味はないと思うし、 $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  (平86)は速度が「疾い」の意味であろうと推定している<sup>(6)</sup>。また  $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  (上60)はコズロフ No.4781 韻書断片にある注では「騙く」の意味を示している<sup>(7)</sup>。

なお、迂直はときに  $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  kor(上82)- $\text{kw} \text{ 𐽄}$  (上66)と訳されている。

b. 軍争篇の「故に諸侯の謀を知らざる者は、予め交わること能わず」

[林訳] 「故人国之(▽)謀略不知則(▽)、戦力結合處無。」

この文は筆者も林さんと同じように訳したい。

[拙訳] 「そこで他国の謀略を知らなければ、戦力を結合するところ無し(結集できない)。」

問題は「予め交わること能わず」を「前もって同盟することはできない」の意味ではなく、西夏語訳では(自国の?)戦力を結集することが出来ない」と解釈し、訳している点である。 $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  th<sup>3</sup>i(上28)- $\text{H}$ i(上60)は經典でも「結合する。合成する」の意味で使われている。

c. 上述の軍争篇「人に後れて発して、人に先きんじて至る」に対する杜牧の注と行軍篇の注の中に、つぎの2つの文章がある。

i)  $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  (2-4) (秦間来)

[林訳] 秦▽間諜使-△遣。

ii)  $\text{𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄} \text{ 𐽄}$  (23B-4) (該当する原文はない)

[林訳] 我 陰間諜者遣；



か。tšj はもともと輻の借用形で、「靺鞨 tšj-tšjɔŋ」は正に漢語 輻重にあたる。

靺 seŋ(上33) は本来「海老」の意味に解釈していたが「甲」にもなるのであろう。『類林』で seŋ の文字が「犀」にあたるように、「犀」が原義で一角の犀の角を連想したのではないか。それは漢語の xī もしくはチベット語 bse 「犀」を介した表記ではないかと考える。そして、靺 ʳdzaw(平43) は「裾」ではなく、『掌中珠』(251) にも出て来るが「着物」と「上」を含む字形で明らかに「襟」が原義である。靺 lin(平32) は「制する。攝する」の意味であるから、ii) の四字は「甲を着けて襟を整える」の意味にとりたい。この ii) は軍争篇本文「甲を巻きて趨り」を訳した部分で、西夏訳ではつづいて「利の争には 靺靺」となっている。注43で林さんはこの2字を「競う、争う」のことであろうと考えたが、実際には仏典で「傾刻、疾速」(すみやかに) あたっており、この文脈は「甲をつけて襟を整えた兵士を、戦場にすみやかに運ぶ」と表現していると解したい。

f. 地形篇の中の注の一句に、

靺靺靺靺靺靺 (未能行令) がある。

[林訳] 兵馬中檢校未能(下線筆者)

注326で林さんは、下線の2字 hliʳaf(上18) — phif(平14) は仏典中(『目得迦』)に檢校にあたるから、政・軍の専門語(専名)であり得るとしている。この2字は『六韜』に 靺靺靺靺靺靺靺靺 の使用例があって、「里に吏、官に長あり」と読めるから、上述の一句は仮に「軍に長官(命令を出す者)がない」と解釈したい<sup>(11)</sup>。

『六韜』で 靺 hliʳaf(上18)「口」はまた権力の意味に使われている。靺靺靺靺「帝は権を失う」。

ついでながら文字索引 670 靺 tɛŋ(上55) 靺靺を「政令」と訳しているが、これは当然「軍令」とすべきであろう。『黄石公三略』ではこの2字は「号令、軍権」にあっている。

g. 九変篇の「是れ政に諸候を屈する者は、害を以てし」にあたる西夏文は、つぎのように逐字訳されている。

靺靺靺靺靺靺靺靺

[林訳] 故国相屈欲、害處想-為(害となることを考えるべし)

その注魏曹曰、にも同じように 靺靺靺靺靺靺靺靺「敵悪處想-為應」の解釈を与えている。問題は下線の2字で、筆者はその原義にしたがって、「若し隣国を伏せんと欲するならば、害となることを射よ」注「敵のにくむところを射通すべし」とするのが素直な解釈であろうと思う。

この 纒 tshaw (上20) を林さんは「鶴的」(弓的)の引申(意味拡大)ととり、行動の「目標、既定の意念の義」と言われる。たしかにたとえば『禅源』では<sup>(12)</sup> 箭戰纒<sup>じ</sup> 「二種の意あり」 并纒<sup>ひつさ</sup> 「佛意」 纒箭「密意」にこの字形が使われるほか、 罽纒 「提綱(綱を提ぐ)などの例はあるが、孫子のこの文脈では、原義通り解釈しても不都合ではないように思える。

以上のような事物の名称や単純な行動の表現とは異って、素直に特定の漢語と対応しない一連の語形がある。

h. たとえば 𠄎 th<sup>w</sup>i (平30) がそうである。その原義は、『文海』の解説にあるように、(1)病気にかかる。(2)遭遇する」であったと思えるが『孫子』の使用例などをみると、うまく合わない。林さんは文字索引237で、この字に漢語「開」を与えている。

[漢文] (杜牧曰) 示以生路, 令無必死之心

[西夏文] 𠄎𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎𠄎𠄎

[林訳] 過路開-為 必 死心不生令 (13A-5)

[漢文] 小挺緩令得逃亡

[西夏文] 𠄎𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎𠄎𠄎

[林訳] 小許△緩 走處開-為 (13B-1~2)

この th<sup>w</sup>i に「開く」の原義があったとは考えにくい。「活路(迷路)に出くわさせる」と訳しているとするべきであろうか。また『禅源』に 𠄎𠄎 「言に形<sup>あら</sup>わさば」(言葉の形をとるならば)という使用例があるが、これも「言葉と合わせると」の意味に理解すべきだろうか。むつかしい語形である。

𠄎 thi (平30) も適切に対応する漢語がなく、その原義はつかみにくい。上述の th<sup>w</sup>i とよく似た使用例があつて、林さんは注151では「釈(放), 釈(出)」の意味としているが、下巻の文字索引 607では「開(示), 驅起, 厲, 求索, 激致」を与えている。

𠄎𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎𠄎𠄎 (所以示生起也)

[林訳] 故過路釈-為也 (13A-3~4)

『文海』の解説では、この文字の原義は「(1)解く、(2)解き出さしむ」となるが、『類林』の「(服を)脱ぐ」はその解釈で解決できても、この『孫子』の 𠄎𠄎𠄎𠄎 「戦力をふるいたたせる」[林訳]「戦力激使」、𠄎𠄎 「伏(兵を)驅る」には適用できないように思える。

最も重要な課題の一つは、数多く認められる同義語類義語の解明であろう。まず同義語と考えられる一つが借用語であり、他の一つが土着語である場合がある。たとえば 𐄎 tsɿ(平30)「亦」と 𐄎 ?i(上60) 亦のように、後者は漢語の「亦」から来ていることは明らかである。つぎに西夏語の動詞語幹は、ある条件でたとえば人称接辞がつくときに、変形した。もともとは語幹と人称接辞の間に介在した特定の接辞が語幹形式と融合したものと考えられる。その融合形を別の西夏文字を造って記録した。たとえば「得る」rir(平)は 𐄎 で書いたが -ɲaŋ(平17)「一人称接辞」がつき \*rir-o-ɲaŋ > rɿor-ɲaŋ となるときは、それに冠を加えた 𐄎 を使って書き分けた「(私は)得た」。したがって両者の意味は全く同じ「得」であったと見てよい。

筆者はこの変形を動詞の B 形式と呼んでいる。林さんはこの関係を見無視して、rir には「取、得」を(文字索引 1138)、rɿor(これは平声90韻であるのに上声61韻としている)には「能」を(1149)与えている。

𐄎 khɿɔŋ<sub>2</sub>(平56)と 𐄎 khɿɛŋ<sub>2</sub>(平42)「与える」も同じ関係であるにも拘らず<sup>(14)</sup>、林さんは注86で「両者は字形相関の近義詞である」と言う。類義語などではなく、両者は同じ意味をもつ相補分布の変形と認めねばならない。

𐄎 wi(平10) : 𐄎 wɿɔŋ(平51)「する、造る」

𐄎 wi(平10) : 𐄎 wɿɔŋ(平51)「送る、遣る」

𐄎 phɿɿ(平11) : 𐄎 phɿɔŋ(上44)「……させる」

も同じ関係にある(右側が B 形式)<sup>(15)</sup>

西夏語にもう一つ別の変形があることに筆者は以前から気になっていた。この『孫子』をみると、「問う」に 𐄎 と 𐄎 の 2 形式が出てくる。前者は ?yir(平86)で、後者は ?yir(上71)、つまり両者の音形式は全く同一で、声調のみで対立し弁別されていることがわかる<sup>(10)</sup>。いくつかのテキストを考察すると、両者の弁別は必ずしも厳密になされていないけれども、少なくとも上声の形式は接頭辞 𐄎、𐄎(共に上声)をとまう時に限って使われていると判定できた<sup>(17)</sup>。つまり西夏語に一種の変調現象があって、それをこの「問う」の 2 形式が反映していると見たい。すると、上述の「得る」にあたるもう二つの上声韻の形式も同じような変調現象を反映したものに違いない。

𐄎 rir(上72)、𐄎 rɿor(上81) B 形式「得る」。そしてまた、

𐄎 ?yɿ(平30)と 𐄎 ?yɿ(上28)「謂う」や

𐄎 mɿ(平65)と 𐄎 mɿ(上58)「貫く」も同じように考えることができるのである。西夏語の変調現象は今後検討するべき興味深い問題であ

る。[補注]

批  
評  
と  
紹  
介  
西  
田

5

同義語の研究には、筆者が以前提唱した二つの語彙層の存在と大きく関連するがいまはふれない<sup>(18)</sup>。それとは別に一人称代名詞の形式について、簡単に述べておきた。一般に使われる一人称代名詞は 纒 ḡaŋ(上14) と 𠵹 mǐɕfi(上44) である。中国古典の訳では、『論語』でも『孟子』でも『孫子』でも、後者の方が頻用される。ḡaŋ はチベット・ビルマ語派の多くの言語形と共通するが、mǐɕfi の来源はよくわからない。そのほか 纒 ʔir<sub>2</sub>(平80) が出てくる。「孫子、本伝」で呉王が自分を指して言う代名詞で「寡人」に対応するが、漢字一字で置換えると「朕」に当る。これも来源が不詳である。そのほかもう一つ『孫子』の中に 𠵹 su(上1)<sup>19</sup> dzu(上1) が使われている。林さんは「自己」の意味があったと解釈している。

𠵹 纒 纒 纒 纒 纒 「吾が住む處は高地なり」

𠵹 纒 纒 纒 纒 「吾が銖鎰」

𠵹 には『文海宝韻』(上声1韻)に草書で書込んだ注があって、纒 纒 纒 纒 纒 「(西)夏人(ミ族)我自也」と判読できる<sup>(19)</sup>。筆者はこの2字には漢字「私自」をあてたい。借用形である可能性も大きい。いつも2字連続で使われるものと思っていたが、『黃石公三略』の中に su(上1) が単独で使われる例があった。

纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 纒 「外は敵に兵を起し、内は私と戦うならば必ず国は亡ぶ」

これらの一人称代名詞形は、西夏社会の対人関係を反映しているに違いないが、その解明も今後の課題と言える。

6

以上若干の筆者の意見を述べたが、本書は歓迎すべきすぐれた研究成果であることは間違いはない。最後に一つ加えておきたい。

西夏文字は弁別が細やかで、いくら注意して書いても、はね一画を落したり、横画を長くしたり、冠を間違えたりする。全体のバランスを崩すこともある。本書にも多くの書き誤りがある。筆者の気付いた代表的な誤写を示しておいても無意味ではないであろう。筆者自身も書き誤っているかも知れないことを恐れている。

索引 番号 (注66)	誤	正	意味	0209	脣 → 脣	勇
	𠵹 → 𠵹	𠵹	降	0298	𠵹 → 𠵹	算
0103	𠵹 → 𠵹	𠵹	未	0353	𠵹 → 𠵹	葉

第七十七卷  
一九一



索引 番号	誤	正	意味		0626	𪛗 → 𪛗	泣
0373	𪛗	𪛗	盜		0648	𪛗 → 𪛗	客
0381	𪛗	𪛗	漢		0726	𪛗 → 𪛗	井
0382	𪛗	𪛗	韓(音寫)		0728	𪛗 → 𪛗	續繼
0403	𪛗	𪛗	潔		0757	𪛗 → 𪛗	屈
0446	𪛗…	𪛗…	郷人		0776	𪛗 → 𪛗	霑
0460	𪛗	𪛗	彊弩		0796	𪛗 → 𪛗	臥
0526	𪛗	𪛗	山戎		0877	𪛗 → 𪛗	遁
0466	𪛗	𪛗	銖		0885	𪛗 → 𪛗	復
0498	𪛗	𪛗	巧		0903	𪛗 → 𪛗	瓦
0682	𪛗	𪛗	剪		0988	𪛗 → 𪛗	濕
0519	𪛗	𪛗	驅遣		1059	𪛗 → 𪛗	修
0558	𪛗	𪛗	信		1148	𪛗 → 𪛗	濕

(1994年, 中央研究院歷史語言研究 单刊之二十八, 台北)

註

- (1) K. B. Кепинг: Сунь Цзэ в Тангутскою переводе, Москва, 1979, 578pp.
- (2) すでに「孫子兵法西夏訳本中所見動詞詞頭の語法功能」『史語集刊』58本, 2分, 1987など有用な論文を発表している。
- (3) 近年, 魏・曹操等注『孫子十家注』上海書店1986が刊行されていて, 扱い易い。
- (4) 以下, 孫子本文テキストおよび読み下し文は, 金谷治訳注『孫子』岩波文庫(青375)にしたがっている。
- (5) 『吉川博士退休記念論集』所収, 筑摩書房, 1968年。
- (6) 本書で著者は西夏語の再構成音をすべて龔煌城教授にしたがっているが, 以下の議論では, すべて筆者の再構形式を用いることを許していただきたい。筆者の再構形については「西夏語韻図『五音切韻』の研究」上, 中, 下, 『京都大学文学部研究紀要』第20~22 (1981-83) を見られたい。
- (7) 𪛗 𪛗 𪛗 𪛗 「騙し化かす, 変幻」。
- (8) 語彙番号は拙著『西夏語の研究』I 所収付録II「番漢合時掌中珠解読」による。以下同じ。その再構形式は改訂する必要がある。
- (9) たとえば 𪛗 𪛗 𪛗 「光明を放つ」 𪛗 𪛗 「放牧」 𪛗 𪛗 「馬を放つ」
- (10) 本書下冊文字索引 1157には, 犀の訳語が与えられている。『孫子』の中にもこの対訳関係があるのか, 指示される3-6-2には見当らな

- い。
- (11) しかし、この解釈よりも、hljaf (上18) -phifi (平14) は「口で伝える者」の意味であるから、「密偵」「情報員」と考えた方が当たっているかも知れない。実はこの単語は『貞観玉鏡将』（軍事の法典）の中に出て来て、クチャーノフは Inspektor 「検察官」 Emissär 「密偵」と訳している。よくつかめない。
- (12) 西夏文『諸説禅源都序』を指している、ペテルブルグ目録 No227、上巻はほぼ完全な形で残っている。拙著『西夏文華嚴経』I (京大文学部刊、1975年) の解題をみられたい。
- (13) 西夏語動詞の変形については拙著『西夏文華嚴経』II (1976), III (1977) あとがき「西夏訳経雑記」および拙文「西夏語『月々楽詩』の研究」付録「西夏語動詞句構造の考察」『京大文学研究紀要』第25, 1986年(英文版 A Study of the structure of Hsihsia Verb phrases 東洋文庫研究紀要45号) そのほかにおいて述べた。また台湾の龔煌城教授は、筆者の意見を第16回国際漢蔵語学会(シアトル、1983)に提出された論文'Phonological Alternations in Tangut'において紹介している。
- (14) このB形式は一o以外の介在母音との融合から成立しているものと考える。
- (15) B形式はまた命令の意を表現することがある。『六韜』で 𐽄𐽆𐽇𐽈 「齋戒せよ」、『論語』で 𐽄𐽆𐽇𐽈 「造る勿れ」に現われる waf 形式は、チベット文語形 *byed-pa* 「する」の命令形 *byos* に対応する。
- (16) この事実について龔教授も上掲論文(1983)において扱っておられることを最近気付いた。しかし解釈は全く異っている。
- (17) たとえば西夏文『維摩経』で 𐽄𐽆𐽇𐽋𐽈𐽉𐽊 「汝行きて疾を問へ!」のように接頭辞 *ndaŋ-* のあとで平声形が使われている。
- (18) 上掲(註13)拙論「西夏語『月々楽詩』の研究」を見ていただきたい。
- (19) この下線の *ŋaf* (上17) -*mifi* (上10) も、『孫子』などで一人称代名詞としてしばしばあらわれる。たぶんビルマ文語形 *nga mimi* “私自身” にあたるのであろう。

[補注] したがって、筆者は、もう一つの大きい特徴と共に、西夏文字は特別なタイプの表意文字であったと考えた。首届西夏学国際研討会(1995.8)の提出論文「西夏文の特性和西夏語の声調変化——西夏文字新考」を見ていただきたい。